

総社市昭和住宅条例をここに公布する。

令和3年9月9日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第28号

総社市昭和住宅条例

(設置)

第1条 低額所得者であつて、現に住宅に困窮する市民に対して、低廉な家賃で賃貸することにより、生活の安定と社会福祉の増進に寄与するため、住宅を設置する。

(名称、位置及び戸数)

第2条 住宅の名称、位置及び戸数は、次のとおりとする。

(1) 名称 昭和住宅

(2) 位置 総社市美袋114番地1

(3) 戸数 14戸

(住宅の管理)

第3条 住宅の管理については、総社市営住宅管理条例(平成17年総社市条例第206号)の規定の例による。

(その他)

第4条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。